

# 加美町環境基本計画

〈改訂版〉

令和5年3月

加 美 町

## 改訂にあたって

加美町環境基本計画は、平成17年2月に制定された「加美町環境基本条例」に掲げられている6つの「基本的な考え方」に基づき、その実現に向けた本町環境行政のマスタープランとして平成19年3月に策定されました。

その後、私達の環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。世界に目を向けると新興国における急激な経済成長と人口の増加、国内では東日本大震災以降、地球温暖化防止に向けた対策、エネルギー自給率の向上、生物多様性の保全等の環境問題がクローズアップされています。

本町においては、平成27年、「第二次加美町総合計画 笑顔幸福プラン」を策定。「人と自然が共生する持続可能なまち」や「安全・安心で快適に暮らせるまち」などを町の将来像として、本町の自然条件や社会条件に適応した各種環境施策への取り組みを加速させています。

このほか、「水資源保全条例」（平成26年）や「協働の景観まちづくりプラン」（平成27年）の策定なども合わせて、これらを契機とした環境保全・活用施策促進の機運が高まっているところです。

今回の計画改訂にあたっては、近年の社会情勢等を踏まえつつ、今後10年間の本町環境行政の柱となる基本政策の方向性について整理を行いました。



二ツ石ダム

## 目次

第1章	環境基本計画の基本的事項	1
第1節	計画の趣旨と改訂の背景	1
第2節	計画の期間	2
第3節	計画の位置づけ	2
第2章	計画の目指す姿	4
第1節	基本理念及び実現すべき将来像	4
第2節	基本政策の概要	6
第3章	基本政策と施策の展開	11
第1節	基本政策の全体図	11
第2節	施策の目標と重点項目	13
基本政策1	脱炭素社会の構築	13
基本政策2	循環型社会の構築	16
基本政策3	自然共生社会の形成	19
基本政策4	環境に配慮した安全・快適なまちづくり	24
基本政策5	住民による環境保全の積極的な推進	27
第4章	計画の推進	32
第1節	推進体制	32
第2節	計画の進行管理	33
参考資料1	各種統計データ1（土地利用概況）	1
参考資料1	各種統計データ2（人口・気象）	2
参考資料1	各種統計データ3（ごみ・リサイクル・し尿）	3
参考資料2	加美町環境基本条例	5

## 第1章 環境基本計画の基本的事項

---

### 第1節 計画の趣旨と改訂の背景

加美町環境基本計画は、加美町環境基本条例第9条に基づくとともに、平成27年に策定した「笑顔幸福プラン」に掲げる加美町の目指すべき姿「善意と資源とお金が循環する、人と自然にやさしいまち」の実現を環境面から推進するものです。

現在の環境基本計画は、平成19年3月に策定したのですが、近年、環境を取り巻く状況の変化は著しく、国内外において急激な変革期を迎えています。

国際社会をみると、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、平成27年9月の国連サミットで採択された、平成28年から令和12年までの国際目標です。SDGsは、経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応した、17の目標（ゴール）が設定され、その内環境面では、エネルギー利用、持続可能な消費と生産、気候変動への適応、生物多様性の保全などの目標が設定されています。

また、国際的な気候変動対策の枠組みとして、平成27年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる令和2年以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効されました。

このような中、国においては、平成30年4月に閣議決定した「第五次環境基本計画」の中で、環境、経済、社会の総合的な向上により持続的に発展が可能な社会を目指すという新たな概念が示されました。

本町においても、「笑顔幸福プラン」をはじめとして、これまで水資源保全条例、協働の景観まちづくりプランなどの各種計画に基づき、地域環境の保全と創造、持続可能な社会の形成、地球環境保全の推進等に向け、さまざまな施策を展開してきました。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓として、エネルギー自給率の向上、再生可能エネルギーへの転換等に町民、事業者、行政が一丸となって取り組んでいるところです。

このような背景から、来る10年間を見据えながら加美町環境基本計画を改訂し、本町の持続的発展の実現に向けたさらなる取り組みを推進していきます。

## 第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第3節 計画の位置づけ

加美町環境基本計画は、本町の最上位計画である「笑顔幸福プラン」を環境面から推進することにより、同プランに掲げられた将来像の実現を目指すものです。

同時に、加美町環境基本条例の「基本的な考え方」の実現に向け、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、今後、本町が展開していく各種施策については、本計画との整合を取り、環境に配慮した取り組みとなるようにしていくものとします。

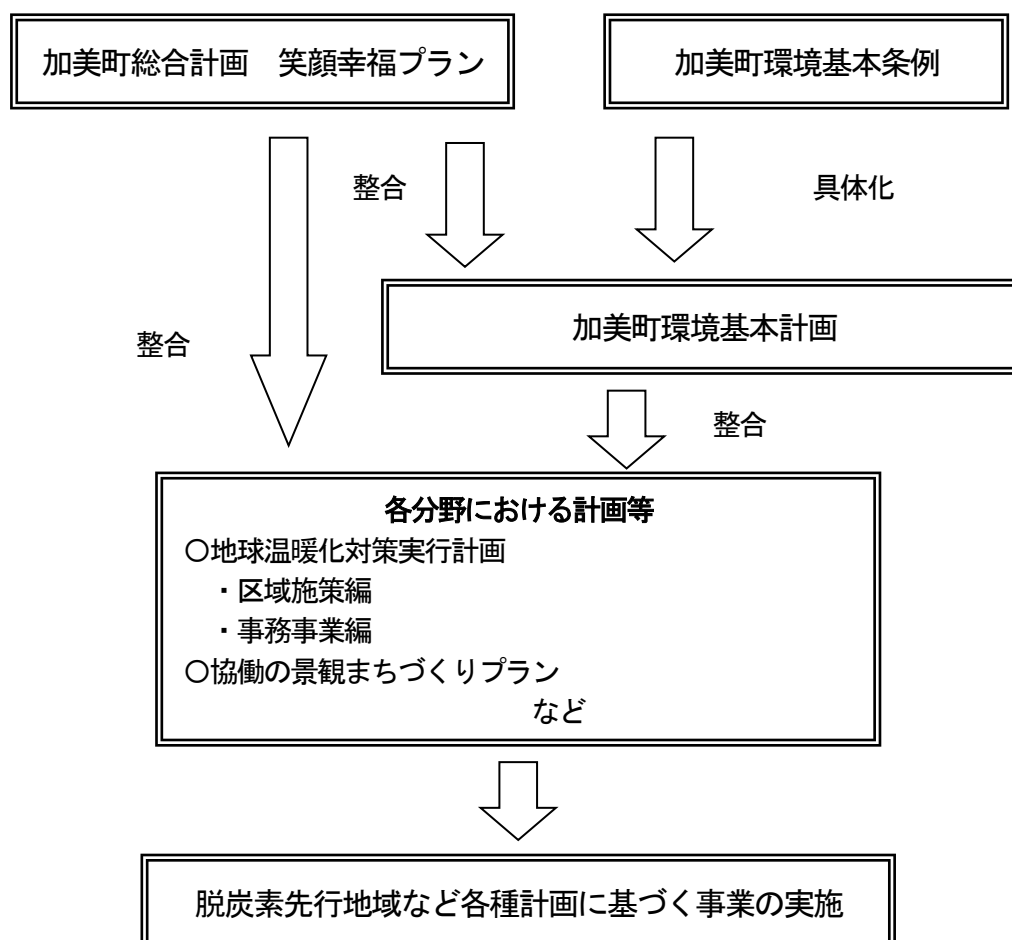


図1 総合計画と環境関係計画の関係図

## 加美町笑顔幸福プラン(第二次加美町総合計画)における将来像

加美町笑顔幸福プランにおいては、自然環境との共生、住民と行政との協働、地域の歴史や風土を生かした住民自治を基本理念としています。加美町環境基本計画においても、加美町笑顔幸福プランの将来像を念頭に行政や住民が一体となって環境を考えることができる計画としています。

### 加美町笑顔幸福プランにおける将来像

- 人と自然が共生する持続可能なまち
- 健やかで笑顔あふれるまち
- 安全・安心で快適に暮らせるまち
- 魅力あふれ、豊かでにぎわいのあるまち
- だれもが学ぶ幸せを感じられるまち

出典：加美町笑顔幸福プラン(第二次加美町総合計画) 21 ページ

## 第2章 計画の目指す姿

---

### 第1節 基本理念及び実現すべき将来像

#### 1. 基本理念

加美町環境基本計画においては、現在と未来の町民が安全で健康的・文化的な生活を営むことができる良好な環境を創っていくことを目的に定められた「加美町環境基本条例」第3条に示された「基本的な考え方」を基本理念とします。

#### 加美町環境基本条例（平成17年2月22日条例第2号）抜粋

##### （基本的な考え方）

第3条 私たちは、加美町の良好な環境の保全と創造を実現するために、次のことを基本的な考え方とします。

- （1）私たちは、すべての町民が加美町の豊かで恵まれた自然環境を大切にしながら、その自然環境が、将来にわたって損なわれることなく引き継がれるように努めていきます。
- （2）多様な生物が生息している加美町の豊かな自然環境を守り、そのための活動がさらに広がりを持つように努め、人間と自然が共生する社会の実現をめざしていきます。
- （3）永い年月をかけ、先人から継承してきた貴重な歴史的、文化的遺産及び景観を保護し、その中から人と自然が調和することの大切さを学び、それを発展させることを目的とします。
- （4）私たちの暮らしや事業活動による環境への悪い影響を少なくするよう努め、さらにより良い環境を創っていくような循環型社会を築くことをめざしていきます。
- （5）地球環境を守っていくことは人類共通の願いです。すべての人々がこれを自らの課題として考え、あらゆる事業活動や日常生活において積極的に取り組むよう努めていきます。
- （6）町が行う様々な施策は、環境の保全を優先して取り組むことを基本として、この考え方を尊重して行っていきます。



## 2. 実現すべき将来像

前記の基本理念に基づき、加美町の実現すべき将来像を次のとおりとします。

美しい水と緑と笑顔にあふれ

こころ豊かな暮らしを育むまち 加美

私たちの生活は、自然環境を基盤とした生態系の中にあります。地球温暖化などの気候変動や、私たちに身近な生活環境の問題など幅広い環境問題に対して取組む必要があります。豊かで美しい自然と共生し、自然災害への耐性や回復力を備えたこころ豊かな暮らしを育むまちを目指します。



鳴瀬川カヌーレーシング競技場



## 第2節 基本政策の概要

加美町環境基本計画では、将来像を実現するため、加美町環境基本条例が掲げる5つの基本方針を踏まえ、7ページ以降に記載した、5つを基本政策とします。

また、国や宮城県が計画で参考としているSDGsの概念と連携を図るため、基本政策とのマッチングをアイコンで示しました。

### 加美町環境基本条例 第8条（施策の基本方針）

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つとともに、地域の特性を活かした景観づくり等により、快適な生活空間を創造すること。
- (2) 野生生物が生息する豊かな生態系の保持や、河川、森林等の自然環境の適正な保全をとおり、人と自然との豊かなふれあいを保つこと。
- (3) ゴミの量を減らし、資源の再使用やリサイクルなどの省資源と、エネルギーの効率的利用などの省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑えること。
- (4) 町、町民、事業者及び滞在者すべての人が、事業活動や日常生活において環境に十分に配慮するなど、自主的かつ積極的に行動することにより、環境への影響を少なくすること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保つこと。

### 新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の対応

町は感染収束に向けた取組みを行う必要があります。また、感染対策を経て新たに取り入れられた、「新しい生活様式」の実践やデジタル化の推進など、新たな政策について取組んでいきます。さらに、これらの動きを踏まえたライフスタイル等の変化に対応し、新たな感染症への備えや、脱炭素社会、循環型社会の構築を各主体が一丸となって形成していきます。

## SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年に国連サミットで採択された持続可能でよりよい社会を目指す世界共通の目標です。令和12年(2030年)を目標として17のゴールと169のターゲットから構成されています。SDGsは全ての国が取り組むべき目標となっており、政府、自治体、企業、個人といった全ての主体が目標に向かって行動するべきとされています。

	<p>【目標 1】貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>【目標 10】人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>【目標 2】飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>【目標 11】住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>【目標 3】すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>【目標 12】つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p>【目標 4】質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>【目標 13】気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>【目標 5】ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う</p>		<p>【目標 14】海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>【目標 6】安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>【目標 15】陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>【目標 7】エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>【目標 16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>【目標 8】働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>		<p>【目標 17】パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>【目標 9】産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

図2：SDGs一覧

出典：国際連合広報センター

## 【基本政策 1】

### 脱炭素社会の構築

エネルギー消費に伴う温室効果ガス（二酸化炭素ほか）の増加は、地球温暖化の大きな要因と言われ、世界的にその深刻化が叫ばれています。

日本においても、東日本大震災に端を発した原子力発電所の運転停止により、火力発電所の発電量が大幅に増加し、二酸化炭素の排出量が急激に増加しています。

温室効果ガスの排出量を削減するには、再生可能エネルギーの普及やエネルギーの使用量そのものを少なくする省エネルギーへの取り組みが重要となります。太陽光発電をはじめとして、本町の自然環境に適した再生可能エネルギーの普及・促進を図るとともに、町民、事業者、行政が連携して省エネルギー対策に取り組み、低炭素社会の構築を目指します。

また、(株)かみでん里山公社を活用したエネルギーの地産地消を目指し、効率的で資源が好循環するまちを目指します。

関連するSDGs：



## 【基本政策 2】

### 循環型社会の構築

廃棄物の処理については、これまで、公衆衛生の向上や公害問題の解決といった点に主眼が置かれていましたが、近年の大量生産・大量消費型の経済活動が大量廃棄型社会を形成する要因となっていることから、今後は、環境への負荷が少ない循環型社会への転換が急務となっています。

このため、廃棄物の適正処理とともに3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取り組みを一層推進するなど、町民、事業者、行政が連携した対策を推進します。

関連するSDGs：



### 【基本政策3】

#### 自然共生社会の形成

私たちは、自然界から様々な恩恵を受けながら農林水産業を含む社会経済活動を営んでいます。しかし近年、開発行為や社会経済活動の変化に伴い各地で生態系のバランスが崩れつつあり、「人と自然の共生」について改めて考えなければならない時を迎えています。

幸いにも加美町は、豊かな自然と多様な生態系が維持されており、これらの自然環境を次世代に引き継ぐため、森林の適正な管理及び生物多様性の保全を通じて自然との共生社会を構築します。

関連するSDGs：



### 【基本政策4】

#### 環境に配慮した安全・快適なまちづくりの実施

きれいな水や空気、良好な景観は、安全で快適な生活を送る上で欠かせない重要な要素です。

水質汚濁や大気・土壌汚染、騒音、悪臭など、生活環境の悪化は、私たちの日常生活や健康に大きな影響を及ぼします。

快適で潤いのある町民生活を確保するため、各種生活基盤の整備を推進し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまちの実現を目指します。

関連するSDGs：



## 【基本政策5】

### 住民による環境保全の積極的な推進

環境問題の解決には、住民一人ひとりが、さまざまな機会を通じてこの問題について学び、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいく意識を醸成することが重要です。

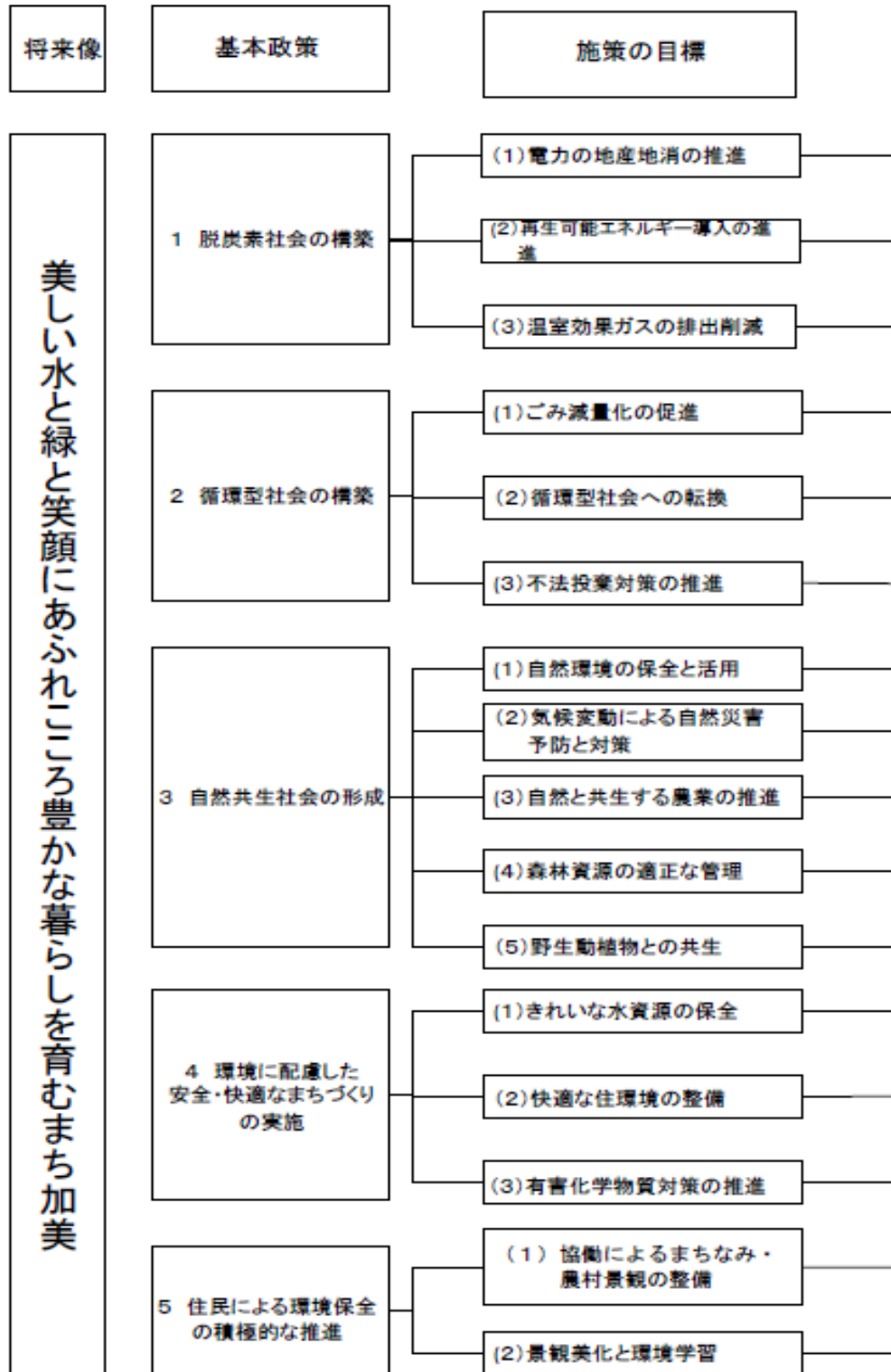
このため、地域、学校、職場など、あらゆる場面を通じて環境学習機会の充実を行いながら、実生活に根ざした環境活動の実践へとつなげていきます。

関連するSDGs :



### 第3章 基本政策と施策の展開

#### 第1節 基本政策の全体図



重点事項	ページ
① (株)かみでん里山公社を活用した電力の地産地消の推進	13
① 太陽光発電やバイオマス資源活用等の普及啓発	14
① 屋内外の照明のLED化推進 ② 家庭や職場における省エネ意識向上と実践	15
① 3R及び3切り運動の普及啓発によるゴミの削減	17
① ゴミの分別回収の徹底 ② 資源回収・リサイクルの促進	18
① 監視員による巡回パトロールの実施 ② 清掃活動等による環境保護意識の高揚	18
① 公園緑地の整備促進及び森林空間活用施設の整備	20
① 治山・治水対策事業の推進	20
① 耕作放棄地の抑制と再生に向けた対策の推進 ② 環境にやさしい農業の推進 ③ 地産地消の推進	21
① 長期的な視点に立った計画的森林施業の実施 ② 間伐材等の利用促進による森林荒廃の防止	22
① 鳥獣被害防止の推進 ② 地域と連携した害虫駆除	23
① 上下水道事業の計画的な実施 ② 生活排水の適正処理の推進 ③ 河川等の水質の監視と汚濁防止	24
① 下水道整備事業及び合併浄化槽整備事業の促進 ② 騒音・振動・悪臭等の防止	25
① 東日本大震災に伴い発生した放射性廃棄物の適正処理	26
① 景観計画の推進	28
① 環境美化・保全意識の高揚 ② 環境学習機会の充実	28



## 第2節 施策の目標と重点項目

### 基本政策 1

#### 脱炭素社会の構築

#### 施策の目標(1) 電力の地産地消の推進

東日本大震災以後、電力の地産地消の重要性が高まっています。地域の資源を利用した発電設備から電力を地域内で利用することで、エネルギーと電気代が地域内で循環することにより、地域外への資源流出を少なくすることができます。

#### 重点項目① (株)かみでん里山公社を活用した電力の地産地消の推進 担当課：企画財政課

地域内の太陽光発電施設等を活用してその地域の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する地域新電力会社として(株)かみでん里山公社が平成30年4月に設立されました。

加美町で作られた電気と市場で調達された電気を町内の公共施設や家庭等に供給する取り組みを行っています。エネルギーの地産地消やお金の地域内循環に貢献するものとなっています。大崎地域広域行政事務組合のごみ処理施設にある発電設備から電力を調達し、加美町内の公共施設に電力を供給するなど電力の地域循環を図っています。

また、収益の一部をまちづくりに活用することにより持続的な地域発展につながる仕組みを構築しています。

今後、一層の電力の地産地消を推進し、エネルギーと経済の循環を推進していきます。

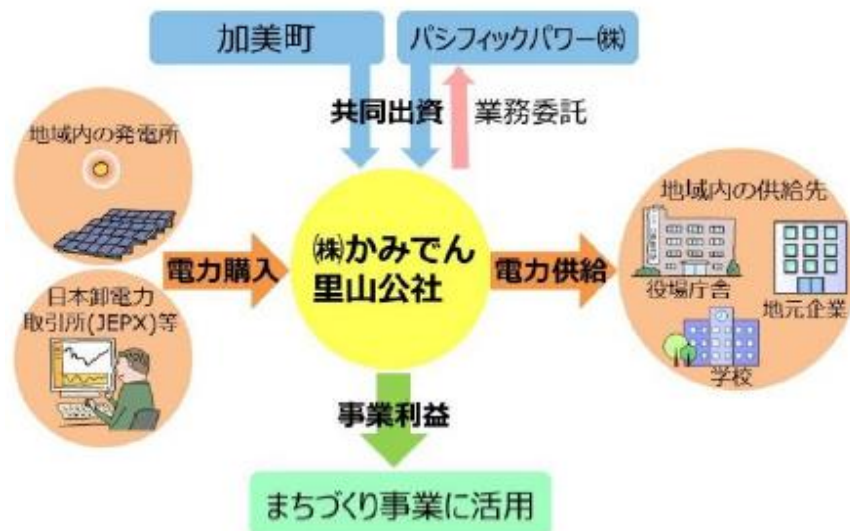


図3：(株)かみでん里山公社の事業の仕組み

## 施策の目標（２） 再生可能エネルギー導入の推進

私たちが生活する上で欠かせない電気は、現在その多くを火力発電でまかっています。しかし、火力発電は、発電過程で二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出します。他方、近年普及が拡大している各種再生可能エネルギーは温室効果ガス等の環境負荷が少ないことから、太陽光発電、バイオマス資源等再生可能エネルギーの普及を促進することで温室効果ガスの削減に積極的に取り組み、地球と人間にやさしい循環型の地域社会をつくります。

### 重点項目① 太陽光発電やバイオマス資源活用等の普及啓発 担当課：企画財政課、産業振興課、森林整備対策室

- ・ 公共施設への太陽光発電システム設置を推進します。
- ・ バイオマス資源（家畜排せつ物、木質等）をエネルギーとして利用できるように、その導入に向けた取組みを推進します。

表１：薪ストーブ等補助件数

H28	H29	H30	R1	R2
9	4	7	4	7



ふれあいの森公園パークゴルフ場

### 施策の目標（3） 温室効果ガスの排出削減

地球的規模で進む温暖化は、世界各国が協力し、世界レベル、国レベルでの対策が求められるとともに市町村など地域レベルにおいても相互に協力し、温室効果ガスの排出量削減に向けた対策が必要となっています。町、町民および事業者等においても日々の活動の中で省エネなどに取り組む必要があります。

温室効果ガス排出量の削減については、気候や経済状況などに左右される部分が大きく、また、短期間で劇的な改善が実現できるものではありません。

本計画を基本の方針と位置づけ、中・長期的な視点を持って着実に対策を推進し、温室効果ガス排出量の削減と低炭素社会の実現を目指します。

#### 重点項目① 屋内外の照明のLED化推進 担当課：総務課、危機管理室

・長寿命、低消費電力の特徴を持つLED照明器具は、代表的な省エネルギー機器として広く認知されていることから、公共施設、街路灯への導入を推進するとともに、町民や事業所に対しても導入を推奨します。

#### 重点項目② 家庭や職場における省エネ意識向上と実践 担当課：総務課、町民課

- ・ホームページや広報紙等を活用し、広く省エネルギーへの取り組みを呼びかけます。
- ・公用車へのクリーンエネルギー車導入を推進するとともに、エコドライブやアイドリングストップの励行に努めます。
- ・公用車の利用状況を一元的かつ定期的に管理し、公用車保有台数の削減と利用の効率化を推進します。
- ・セルフビズ（クールビズ、ウォームビズ等）の導入により冷暖房使用の効率化を推進し、エネルギー消費の削減に努め、エコオフィス活動を推進します。

### コラム

#### J-クレジット制度による温室効果ガス排出権取引事例

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度です。

加美町内では、(株)加美町振興公社が使用しているボイラーの燃料を重油から木質バイオマスに切替えたことにより発生したクレジットを売却し、収入を得ている事例があります。

#### 平成27年度から令和3年度までの実績

J-クレジットの譲渡量	10,213トン
J-クレジットの譲渡単価平均	326,4円
譲渡金額	3,333,834円

**施策の目標(1) ごみ減量化の促進**

本町で排出される可燃ごみについては、家庭系可燃ごみは微増、事業系可燃ごみは減少傾向で推移していますが、町民1人1日当たりの排出量をみると、増加傾向となっています。

本町で収集された可燃ごみは、大崎地域広域行政事務組合の焼却施設で処理されています。ごみ処理に伴う環境負荷の低減とごみ処理施設の適正維持推進に向け、ごみの減量化と資源化の推進による処理量の削減が重要課題となっています。また、ごみ処理量の削減は、ごみ処理経費の削減にもつながることから、ごみ分別の徹底と減量化、再資源化に向けた広報と意識啓発に取り組めます。

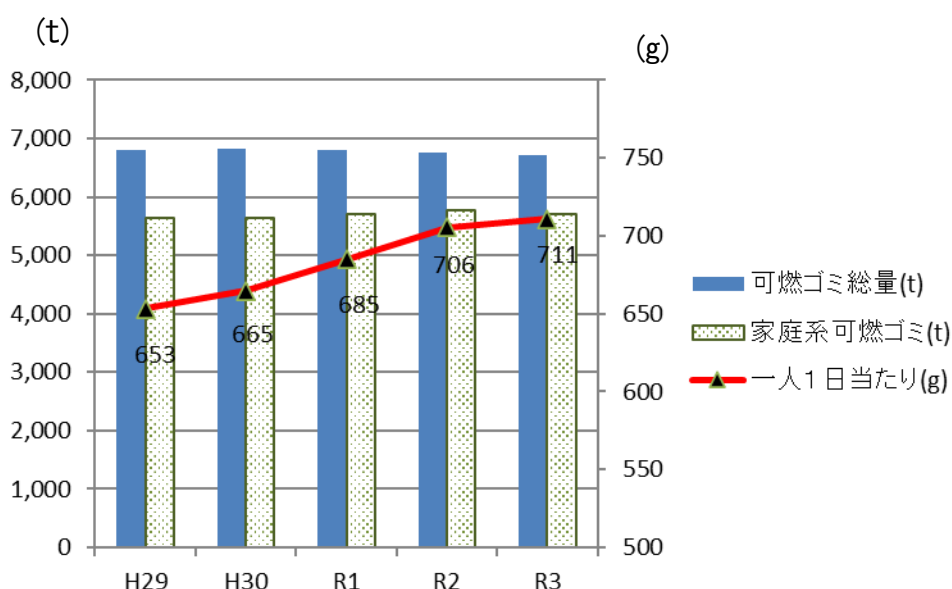


図4：可燃ごみ処理量の推移  
出典：大崎地域広域行政事務組合搬入量実績

### 重点項目① 3R及び3切り運動の普及啓発によるごみの削減 担当課：町民課

- ・日常生活で発生するごみの排出量を削減するには、ごみを発生させないライフスタイルの確立が重要であることから、3R（リデュース＝排出抑制、リユース＝再利用、リサイクル＝再生利用）の浸透に向けた取り組みを推進します。このため、日頃からマイボトル、マイ箸の携帯、マイバッグの持参によるレジ袋の不使用の習慣づけを呼びかけていきます。
- ・家庭から出るごみの中でも「生ごみ」の占める割合は大きく、その減量化に取り組むことが重要であることから、食材は必要な分だけ買い、無駄なく活用する「使いきり」、料理は必要な量だけ作り、残さず食べる「食べきり」、生ごみの成分の8割を占めている水分を取り除いて減量化する「水切り」の「3切り」に対する意識を広報誌やホームページ等を用いて町民の意識を醸成し、各家庭から出されるごみの削減を推進します。



図5：宮城食べきり運動の実施マーク

出典：宮城県ホームページ ©宮城県・旭プロダクション

### 施策の目標（2） 循環型社会への転換

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから、限りある資源を繰り返し利用していく循環型社会への転換が大きな課題となっています。

長期的・総合的な視点に立って廃棄物の排出抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理を推進し、環境への負荷が少なく持続的に発展する加美町を構築していきます。

### 重点項目① ごみの分別回収の徹底 担当課：町民課、小野田支所、宮崎支所

- ・ごみの分け方、出し方について、広報紙やホームページを活用して広く周知するとともに、高齢者や転入者にも分かりやすい情報提供に努めます。
- ・家庭から排出されるごみの約4割を紙・布類が占めているといわれ、分別回収を徹底することでリサイクルが可能となります。また、プラスチックごみについては、回収範囲を拡大しリサイクルマークのついていない、プラスチックごみの分別回収を行うことを目指します。



## **重点項目② 資源回収・リサイクルの促進** 担当課：町民課、小野田支所、宮崎支所

- ・廃家電製品等については、リサイクル法に基づき適正に処理されるよう周知に努めるとともに、広域で取り組んでいる小型家電製品の回収についても取り組みを推進します。
- ・各スポーツ少年団や子ども会、学校、地域等による資源回収活動を支援し、資源循環型社会への意識向上を図ります。

## **施策の目標（3） 不法投棄対策の推進**

本町は、山林や農地、原野、河川敷などが多く、ごみの不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。

不法投棄は重大な犯罪であり、水質汚濁や土壌汚染などの環境面での影響や廃棄物の撤去費用などの経済的損失、周辺地域のコミュニティのイメージダウンなど多方面に大きな影響をおよぼすことから、その未然防止を図ることが不可欠です。

町民の環境美化に対する意識は年々高まっており、町民、事業者、行政が協力して良好な環境を維持し、ごみの不法投棄や野焼きなど不適正な処理に対しては、関係機関と連携した監視体制を強化して未然防止に努めるとともに、環境保全に対する意識啓発を推進します。

## **重点項目① 監視員による巡回パトロールの実施** 担当課：町民課、小野田支所、宮崎支所

- ・自然環境保全監視員が定期的にパトロールを実施することで、不法投棄の防止と早期発見、回収に努めます。
- ・関係機関と連携しながら、不法投棄防止体制の強化及び町民、事業者等への啓発を推進するとともに、広報紙やホームページを活用して環境保全意識の高揚を図ります。

## **重点項目② 清掃活動等による環境保護意識の高揚** 担当課：町民課、小野田支所、宮崎支所

- ・ごみが地域に散乱すると更なるごみの投棄を招き、地域の環境に大きな影響をおよぼすことから、町民、事業者、行政が一体となって清掃活動を実施し、ごみを捨てない、捨てさせない意識の定着を図ります。
- ・各種団体や地域が実施している環境美化活動を支援し、その活動を促進します。

**施策の目標 (1) 自然環境の保全と活用**

人と自然が共生し、自然環境の保全と社会経済活動が調和した社会を構築するには、身近にある自然の大切さを認識し、自然とふれあう機会を増やすことで、自然の大切さ、保全の重要性について意識を高め、そこに生息・生育する動植物を保護していかなければなりません。

豊かな自然や古くからの残る地質・地形などの地質遺産（山・河川・湖沼）を積極的に活用し、自然環境保全の意識を高める中で、人の暮らしと自然との関わりを見つめ直し、今残された自然環境を次世代へと引き継ぐため、自然を活かしたまちづくりが必要となっています。

表2:加美町の天然記念物

国指定	魚取沼のテツギョ生息地	昭和 8 年 4 月 13 日
町指定	広原神社シダレヒガン桜	昭和 51 年 10 月 1 日
	御衣香桜	昭和 51 年 10 月 1 日
	鹿島神社神木	昭和 53 年 3 月 31 日
	荒沢の水ばしょう	昭和 53 年 6 月 15 日
	飯豊神社大木(杉・松)	平成 3 年 2 月 15 日
	妙体寺址の大銀杏	平成 10 年 7 月 1 日
	天王様の大杉	平成 10 年 7 月 1 日
	長泉院の種まき桜	平成 10 年 7 月 1 日
	鳥屋ヶ崎八幡神社の種まき桜	平成 10 年 7 月 1 日
	児玉家のサワラ	平成 10 年 7 月 1 日
	高橋家のサイカチ	平成 10 年 7 月 1 日
	ウトウ沼の湿性植物群落	平成 12 年 1 月 5 日
	薬菜山のブナ林、サワグルミ、トチノキ林の原生林	平成 17 年 2 月 10 日
	内海家の種まき桜	平成 17 年 2 月 10 日

表3:県自然環境保全地域指定

魚取沼(ブナ天然林、テツギョ生息地)	昭和 54 年 3 月 16 日
荒沢(貴重な池沼・湿地、希少動植物)	平成 22 年 3 月 23 日
商人沼(ジュンサイの浮島)	平成 25 年 5 月 21 日



**重点項目① 公園緑地の整備促進及び森林空間活用施設の整備** 担当課：建設課、森林整備対策室

- ・自然への親しみと理解を深めるとともに、多様な緑を将来にわたって守り育て活用していくため、公園緑地の整備、充実に努めます。
- ・自然豊かな森林空間を活用したレクリエーションの場、環境学習活動の場を整備し、郷土の緑を大切に思う心を育てていきます。

**施策の目標（２） 気候変動による自然災害予防と対策**

地球温暖化などの気候変動により、水害、土砂災害、水不足や豪雪など自然災害の頻発・増加が懸念されています。

これらの自然災害に対して、防災の強化や災害ハザードマップの作成・公表など影響を回避するための対策を行っていくとともに、対策の重要性について、町民や事業者への啓発を推進します。

**重点項目① 治山・治水対策事業の推進** 担当課：森林整備対策室、建設課

- ・土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、県と合同で災害に備えていきます。
- ・大雨時における雨水や土砂の流出を抑えるため、森林を保全・整備し、地滑りや土砂流出、土砂崩れの未然防止に努めます。



図6：土砂災害を防ぐための対策工事の例  
出典：国土交通省北陸地方整備局

### **施策の目標（3） 自然と共生する農業の推進**

本町の農業は、恵まれた自然環境と固有の気候風土を土台として、農業者の高い技術とたゆまぬ努力により、町の基幹的産業としての役割を果たしています。しかし一方で、農業従事者の高齢化と新規就農者の減少による担い手不足が深刻化し、特に里山と呼ばれる中山間地域においては過疎化の進行と併せて荒廃農地の増大が懸念されています。

生物多様性を維持するためには、自然生態系のバランスが不可欠であり、農地の持つ多面的機能を維持していくことが重要です。そのため、里山の意義に対する町民理解を促進し、町民、事業者、行政が連携・協働して里山の保全および活用を推進していきます。

#### **重点項目① 耕作放棄地の抑制と再生に向けた対策の推進** 担当課：産業振興課、農業振興対策室、 農業委員会事務局

・耕作放棄地は、病害虫や鳥獣被害の要因となるとともに景観上も好ましくないことから、農地の適切な利用を維持するため、担い手の確保や育成、農地集積を図っていくとともに、新たな作物の導入等を推進します。

#### **重点項目② 環境にやさしい農業の推進** 担当課：産業振興課、農業振興対策室

・農薬や化学肥料を使用しない有機農業や農薬等の使用を低減した農作物の生産を推進し、環境負荷への低減に努めます。

#### **重点項目③ 地産地消の推進** 担当課：産業振興課、農業振興対策室

・低迷する食料自給率と米の消費が減少するなか、国産農産物の消費拡大に向けて学校給食における地場産食材の利用を推進するとともに、地域農林水産物を有効に活用するため6次産業化を推進します。

## 施策の目標（４） 森林資源の適正な管理

加美町は、総面積461km<sup>2</sup>のうち336km<sup>2</sup>（約73%）を森林が占め、県内でも有数の森林面積を有しています。

森林は、木材や林産物を育て私たちに憩いと安らぎの場を提供してくれるだけでなく、水源を涵養し、土砂の流出を防ぎ、多様な動植物を育むとともに大量の二酸化炭素の固定という役割を担っています。しかし近年、拡大造林した森林が伐期を迎え森林の伐採が進行しているが、その後に再造林する割合が低下しているところから、森林の多面的機能が十分発揮されないことが懸念されます。

豊かな森林を保全・活用するため、地域産木材や間伐材の活用を促進するとともに、長期的ビジョンに立った森林更新並びに人材育成の支援を着実に実施し、よりよい森林環境を次世代に引き継いでいきます。

### 重点項目① 長期的な視点に立った計画的森林施業の推進 担当課：森林整備対策室

- ・持続的な森林整備を図るため、除伐、間伐、枝打ちなどの施業を行うための人材育成、林道、作業道の整備保全など、計画的な森林施業を行います。
- ・除伐、間伐の適切な実施によって生物の生息・生育に適した環境を維持するとともに、地球温暖化の原因である二酸化炭素の吸収機能が十分に発揮される森づくりを行います。

### 重点項目② 間伐材等の利用促進による森林荒廃の防止 担当課：森林整備対策室

- ・森林の健全な育成のためには、適切な時期に間伐を実施することが重要であることから、林業事業者等に対して積極的な施業実施を働きかけていきます。
- ・地元産材の利用促進を図り、積極的な森林施業への意欲喚起につながる対策を検討していきます。

表4:加美町の森林の状況

保有形態	面積 (ha)	比率 (%)	人工林率 (%)
国 有 林	15,364	45.8	25.7
県 有 林	983	2.9	77.4
町 有 林	6,360	18.9	39.7
私 有 林	10,869	32.4	59.5
合 計	33,576	100.0	40.8

出典：みやぎの森林・林業のすがた（令和3年度版）を一部抜粋

## 施策の目標（5） 野生動植物との共生

耕作放棄地の増加や里山の利用減少などに伴って人間と動物の生息地域の境界が希薄になり、クマやイノシシ、サル等の鳥獣被害が増加しています。

人間と野生動物の共生と調和を維持していくためには、生息域の棲み分けへの取り組みが必要となっていることから、電気柵や花火、山ぎわの緩衝帯等の整備や里山の手入れを拡大するなど鳥獣害防止対策を推進します。

### 重点項目① 鳥獣被害防止の推進 担当課：産業振興課、森林整備対策室

- ・有害鳥獣対策として町鳥獣被害防止計画に基づく個体数の調整や追払いなどの対策を講じるとともに、地域ぐるみの被害防止活動を支援していきます。
- ・林地開発を行う場合は、自然環境への影響について十分な調査を実施し、森林の生態系保全に配慮します。

### 重点項目② 地域と連携した害虫駆除 担当課：町民課

- ・アメリカシロヒトリなど樹木の葉を食い荒らす害虫の駆除に対して、防疫車を公衆衛生組合に貸出すなど地域と連携した取組みを行います。



図7：農地を走るイノシシ（左）、造林地に現れたニホンジカ（中央）、道路に出てきたツキノワグマ（右）出典：宮城県環境基本計画（第4期）45ページ



**施策の目標（１）** きれいな水資源の保全

加美町は、豊かな自然と豊富な水資源に恵まれており、おおむね良好な環境を維持しています。しかし近年、町民生活や生産活動に伴う排水等の影響から水質の低下が懸念されています。水資源は、私たちの生活を支える基本であり、生態系の中で最も重要かつ影響の大きい要因の一つであることから、常にその維持・向上に努めていかなければなりません。

水質の汚濁を防止し、きれいな水および水量を確保するため、加美町水資源保全条例に基づき水源を保護します。

**重点項目①** 上下水道事業の計画的な実施 担当課：上下水道課

・上下水道事業の計画的な実施によって、水の安定供給や健康で快適な生活環境の確保と施設の老朽化対策に取り組めます。

**重点項目②** 生活排水の適正処理の推進 担当課：町民課、上下水道課

・下水道普及率の向上や各家庭における生活排水対策の意識を向上させ、原因となる排水路のクリーンアップを推進します。

**重点項目③** 河川等の水質の監視と汚濁防止 担当課：町民課

・町内を流れる河川等について、ダイオキシンやPCB、水銀等の水質調査を定期的に行います。



鳴瀬川水系での川下り

## 施策の目標（２） 快適な住環境の整備

町民が安全で快適に暮らせる環境を維持するため、生活基盤の整備拡充を行うとともに、日常生活における潤いや安らぎの障害となる騒音・振動・悪臭等の発生抑制に取り組みます。また、大気、水、土壌中の有害物質による健康被害の防止に努めます。

### 重点項目① 下水道整備事業及び合併浄化槽整備事業の促進 担当課：上下水道課

- ・日常生活や社会活動において使われた水は、そのまま流してしまうと川や海の水質汚濁を招きます。汚れた水を集めてきれいな水によりみがえらせる下水道は、快適な都市生活を支える上で不可欠であり、計画的な整備と加入促進に努めます。
- ・既存の下水道処理施設について処理能力の向上と長寿命化を推進するとともに、下水道計画区域外については合併処理浄化槽整備事業などによる事業展開を行い、環境の維持保全に努めます。

### 重点項目② 騒音・振動・悪臭等の防止 担当課：町民課、産業振興課

- ・快適な生活環境維持のため、騒音や振動、悪臭等の苦情に対して適切に対応するとともに、これらの苦情が発生しないよう広報やホームページを通じて啓発します。
- ・家畜排泄物による悪臭については、事業主に対して適正管理を県機関等と連携して指導を行います。

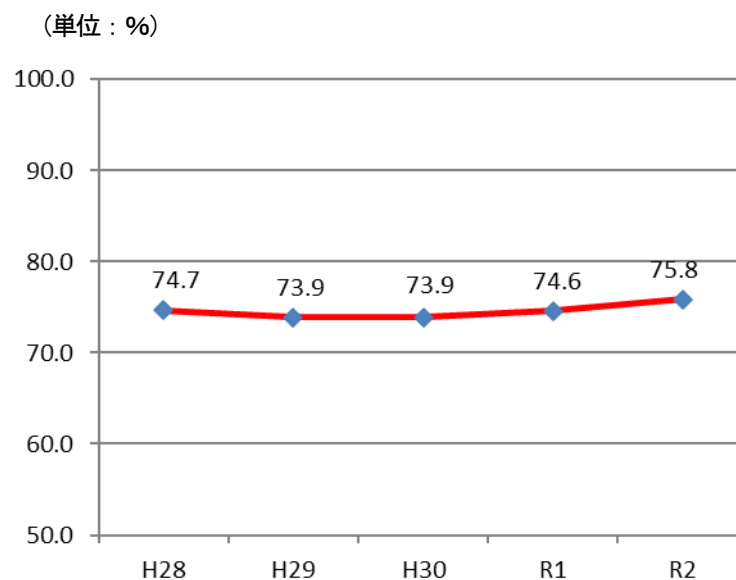


図8：加美町における水洗化率の推移  
出典：宮城県ホームページ

### 施策の目標（3） 有害化学物質対策の推進

事業活動により排出される有害化学物質については、県機関等と連携して定点測定による実態把握を行い、必要に応じて事業所等への監視・指導を行います。

**重点項目① 東日本大震災に伴い発生した放射性廃棄物の適正処理** 担当課：危機管理室、産業振興課  
・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が広範囲にわたっていることから、今後も空間放射線量の数値を計測するとともに、農林業系放射性廃棄物を農地還元処理等により減容化を図ります。

(単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )

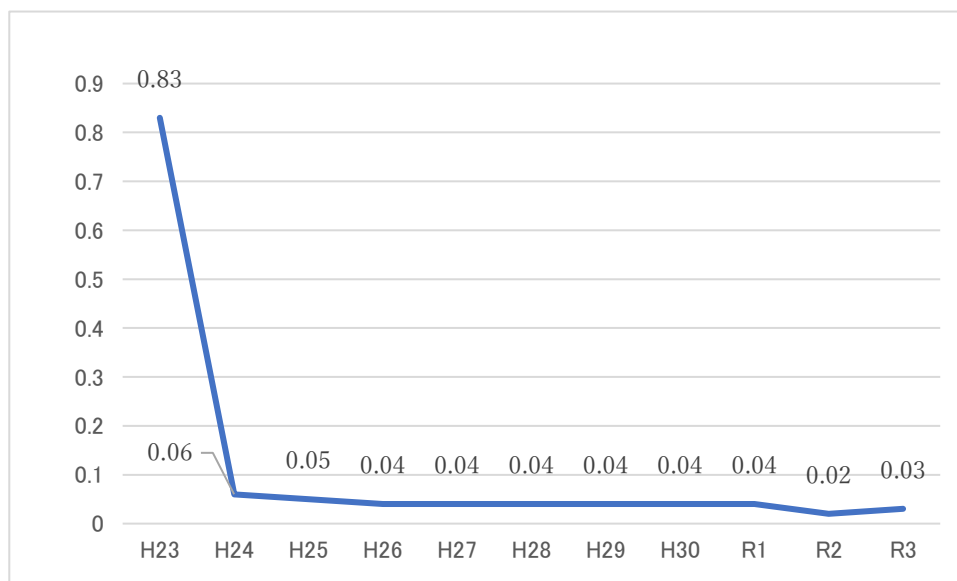


図9：放射線線量の推移(4月の一か月平均)

出典：加美町

計測場所：加美町役場 地上1m

平成23年のみ7月の一か月平均



## 住民による環境保全の積極的な推進

環境問題は、全人類共通の課題であり、その解決のためには全ての人が正しく理解し行動することが重要です。環境問題に関する学習は、学校教育の中だけで取り組むのではなく、家庭や社会の各分野において、青少年・成人・高齢者それぞれの立場からアプローチしていくことが大切となります。

本町では、地域コミュニティや事業者など多くの団体が主体となって町の美化、保全活動に取り組んでおり、これらの活動が環境保全に対する住民意識を醸成しています。このように実体験を通して人間と自然との関わりについて理解を深め、その活動に子どもと大人と一緒に参加し世代を越えた取り組みとしていくことで、環境に対する理解がいつそう深まります。

また、環境保全への取り組みは、それぞれが単独で行うのではなく、実施主体同士が相互に連携・協働することで、効果がより大きく発揮されます。このため「良好な地域社会が良好な地域環境をつくり、良好な地域環境が良好な地域社会をつくる」という「環境と社会の好循環」を、町全体に広げていきます。

### 施策の目標（1） 協働によるまちなみ・農村景観の整備

私たちが快適に暮らしていくためには、経済性や効率性、機能性などの都市機能も大切ですが、暮らしに潤いを与える良好な景観形成も重要です。

町では、町民が「この町に住んで良かった」と誇れる町づくりに向けて、平成24年度から「美しいまちなみづくり100年運動」への取り組みをスタートしています。さらに、平成27年、町が目指す景観づくりの方向性やその目指すべき姿をまとめた「加美町協働の景観まちづくりプラン」を策定しました。

同プランをベースとして、町民や地域コミュニティ、行政が共通の認識を持ち、協働によって加美町らしい自然と融和した景観を守り育てる活動に積極的に取り組んでいきます。



美代川屋敷公園

### 重点項目① 景観計画の推進 担当課：ひと・しごと推進課

- ・協働の景観まちづくりプランに基づいて、加美町の美しい景観とそれを支える人々の営みを含めたまちづくりの推進に向けて、町民、地域コミュニティ、事業者、行政など多様な主体が連携、協働しながら取組みを実施していきます。
- ・景観の保全及び形成に向けた活動などに対する支援を行うとともに、まち歩きをしたくなるような景観づくりを推進していきます。

### 施策の目標（２） 景観美化と環境学習

地域全体における美観の創造や美化意識の向上に向け、町民、事業者、行政などが一体となって環境の保全や環境に配慮した行動を実践するよう促し、だれもが安心して快適に暮らせる生活環境を確立します。

加美町は世界農業遺産に指定された大崎耕土の一部です。水資源に恵まれた農地と自然環境のつながりを知ることで、環境と暮らしのつながりを深く学ぶ機会を充実させます。

### 重点項目① 景観美化・保全意識の高揚 担当課：生涯学習課、ひと・しごと推進課、産業振興課

- ・住民が緑に親しむ機会を増やし、緑を大切に思う心を育む取り組みの充実を推進します。
- ・河川や農地も含めた地域の環境美化活動等を実施する団体等への支援及びボランティアの育成を推進します。
- ・道路や公共空間における花いっぱい運動を支援します。
- ・神社、仏閣等の歴史的建造物や伝統的なまちなみの保全と周辺環境の整備を推進します。
- ・空き家の放置による景観悪化や危険家屋の増加を防ぐため、情報の収集と調査を実施し、適正管理の促進に努めていきます。



花いっぱい運動活動の様子

### 重点項目② 環境学習機会の充実 担当課：教育総務課等

- ・地域、職場、学校などにおける環境学習機会を設け、環境に対する意識の普及啓発を推進します。
- ・環境学習の機会を設けることによって、私たちを取り巻く環境課題解決への共通認識を醸成します。

## 町民の取組みの具体例

宮城県環境基本計画（第4期）

P73～P75を一部引用し改変

### 省エネで暮らしをお得に



電灯をこまめにオフ、冷暖房は適正温度に、長期間使わないときはコンセントを抜くなど、ちょっとした省エネでも電気やガスの料金を減らせます。

### 水を使うとき、排水を流すときには気配りを



シャワーや水道を流しっぱなしにしない、洗濯はまとめ洗いするなど、水を大事にしましょう。また、油や食べ残しを直接排水口に流さないなど、排水にも気を配りましょう。

### 暮らしにみどりを



グリーンカーテンには夏場の室温を下げる効果があります。庭やプランターで野菜や植物を育てれば、食べるときの楽しみや生活のうれしいにもなります。

### きちんと分別してごみ減量



びん、缶、ペットボトル、雑紙など、お住まいの地域のルールを守ってきちんと分ければ、ごみを減らし、資源として再利用できます。

### 食品ロスを減らそう



まだ食べられるのに捨ててしまうのは、もったいない！「買いすぎない」、「作りすぎない」、「頼みすぎない」ことが大切です。



## もっと徒歩や自転車で



できるだけ車を使わず、徒歩や自転車、公共交通機関で出かけましょう。環境にやさしく、健康にも良く、また、いつもと違った景色に出会えるかもしれません。

## エコドライブでいこう



自動車を運転するときは、やさしい発進や早めのアクセルオフなど、環境にもお財布にもやさしいエコドライブを。日々の燃費を把握すれば、効果をより実感できます。カーシェアリングを利用する方法もあります。

## 繰り返し使えるマイグッズ



買い物にはマイバッグ、飲み物にはマイボトルを使えば、1回ごとにゴミとしてしまいがちなレジ袋やペットボトルを減らすことができます。

## 詰替用や量り売りを選ぼう



洗剤などは詰替用を選べば、本体容器を繰り返し使えます。また、バラ売りや量り売りで必要なものを必要な量だけ買えば、買ひすぎのムダを減らせます。

## 環境にやさしい買い物を



リサイクル製品や持続可能な生産に関する認証を受けた農林水産物などを選んで買うことで、環境にやさしい生産活動を応援できます。また、地域で生産された生産物や製品をその地域で消費（地産地消）することで、輸送による二酸化炭素の発生を抑えることができます。

## もっと木を使おう



木は二酸化炭素を吸収し成長するため、木を使い、あわせて育てる林業は地球温暖化対策に役立っています。また、森林を手入れし管理することで災害に強い山林となり、生物多様性の保全にもつながります。

## リユース（再使用）で長く使おう



壊れても修理して使う、自分では使わなくなっても必要としている人に譲るなど、モノを長く大事に使いましょう。

## 再生可能エネルギーの活用



太陽熱、太陽光、木材燃料など再生可能エネルギーを活用した発電、給湯、暖房など、家庭にも導入できる設備がいろいろあります。

## 自然とふれあおう



身近な生きものを観察したり、山や海に出かけて自然とふれあってみましょう。農山漁村には自然体験学習ができるところも増えています。

## 地域の環境保全活動に参加しよう



環境美化や自然の保全・再生のための活動に参加したり、寄付で応援したり、自分なりのカタチで地域の環境保全活動に参加してみましょう。

## 地球市民マインドで



地球温暖化などの気候変動、異常気象、プラスチック問題など、どこか遠い国のことではなく、私たちの暮らしのすぐ近くの話です。ひとつひとつは小さなことでも、あなたが行動することで、取組が広がり、地球環境を守ることにつながります。

## 楽しみながら続けよう



ひとつひとつは小さなことでも、続けることで大きな成果につながります。自分に合った「できること」を見つけて、続けて、広げてみましょう。継続は力なり！

## 第4章 計画の推進

### 第1節 推進体制

本町が目指す将来像を実現するためには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、各主体が自主的に環境の保全に取り組み、相互に連携・協働しながら本計画を推進していくことが必要です。

また、広域的な取り組みが必要な環境問題なども考慮し、国や県等、大崎地域広域行政事務組合等関係機関との連携を図りながら、本計画の各施策を関係者一体となって総合的かつ効果的に推進していきます。

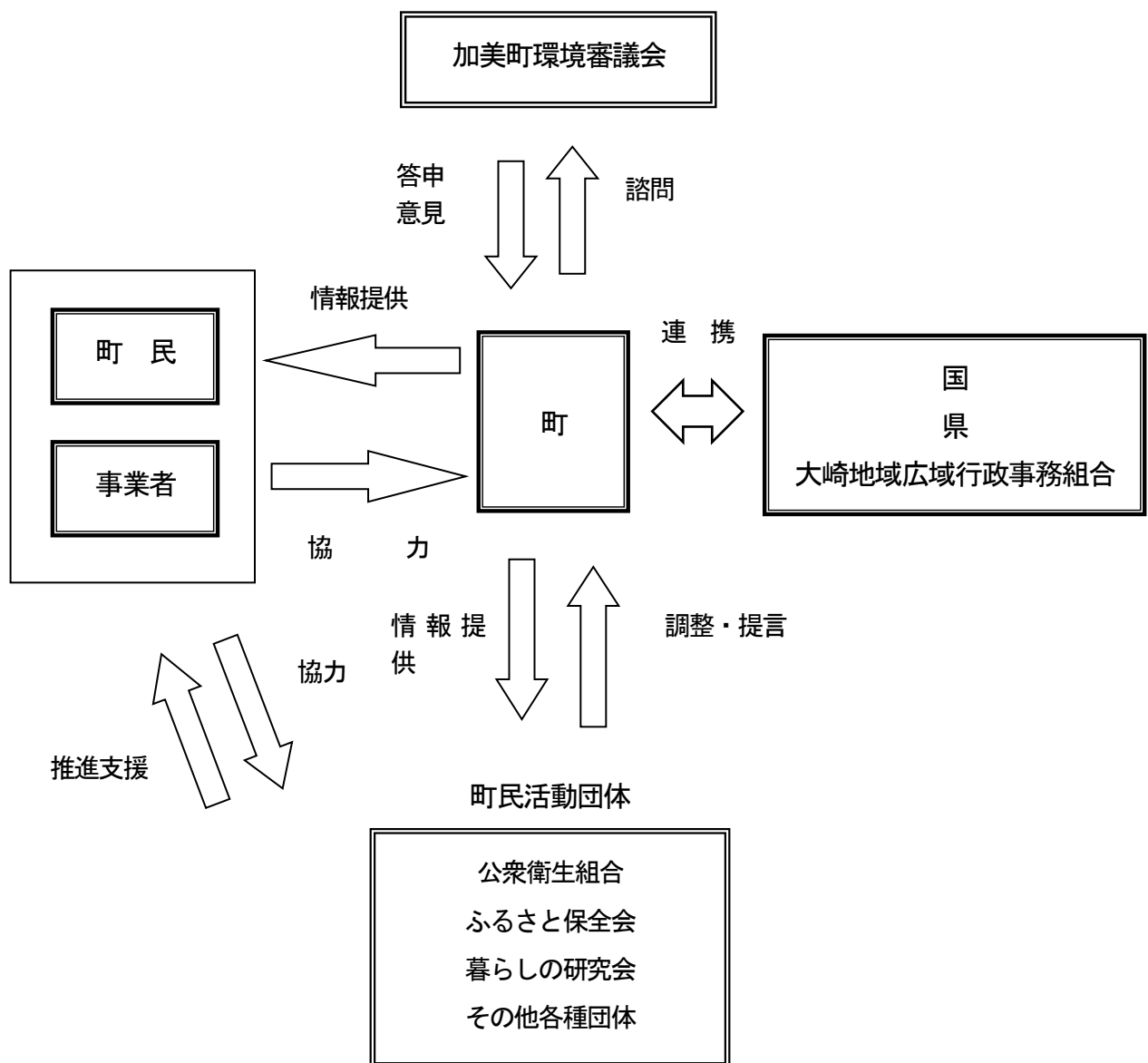


図11：推進体制図

## 第2節 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、「PDSAサイクル」を用いて把握し、定期的な点検・評価を行うことにより、本町の環境について継続的な改善を図っていきます。

また、本計画の進行に当たっては、計画に示した施策や取り組みが確実に推進できるように努めます。



Plan	: 環境保全のための施策・取組内容の立案
Do	: 施策・取り組みの実施
Study	: 目標達成状況の点検、施策・取組の見直し
Action	: 計画見直しによる継続的な改善

図12:PDSAサイクル図



# 資料編

参考資料 1 各種統計データ 1 (土地利用概況)

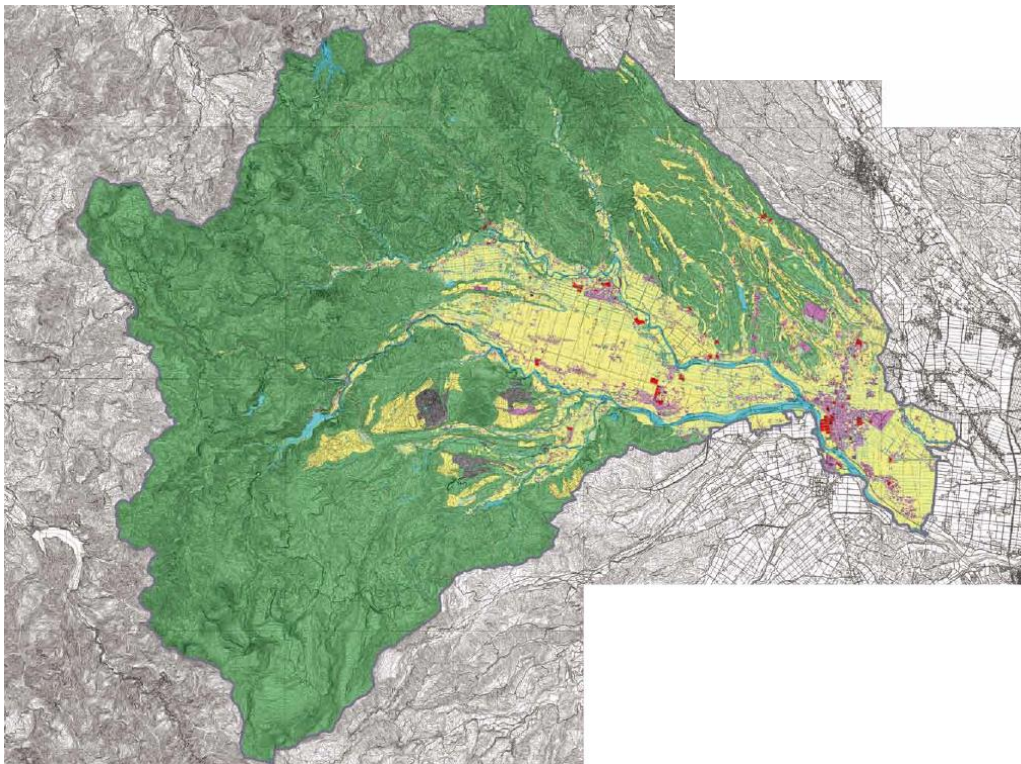


図 1 : 加美町地図

表 1 : 地目別土地面積

農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
6,140	33,637	242	1,441	1,248	978	2,381	46,067

出典: 県地域振興課土地対策班「土地利用の現況と施策の概要(宮城県国土利用計画管理資料)」

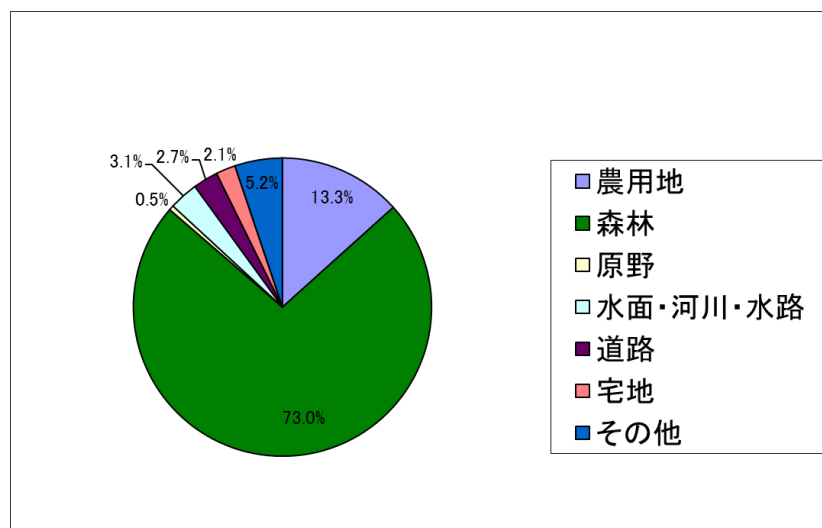


図 2 : 地目別土地面積のグラフ

出典: 県地域振興課土地対策班「土地利用の現況と施策の概要(宮城県国土利用計画管理資料)」

参考資料 1 各種統計データ 2 (人口・気象)

表 1 : 3 月末の住民基本台帳人口及び世帯数

年	世帯数 (戸)	人口 (人)		
		男	女	総数
28 年	8,072	11,945	12,486	24,431
29 年	8,093	11,732	12,339	24,071
30 年	8,110	11,545	12,139	23,684
元年	8,106	11,352	11,863	23,215
2 年	8,154	11,181	11,656	22,837

出典：宮城県企画部統計課人口生活班「住民基本台帳人口及び世帯数」

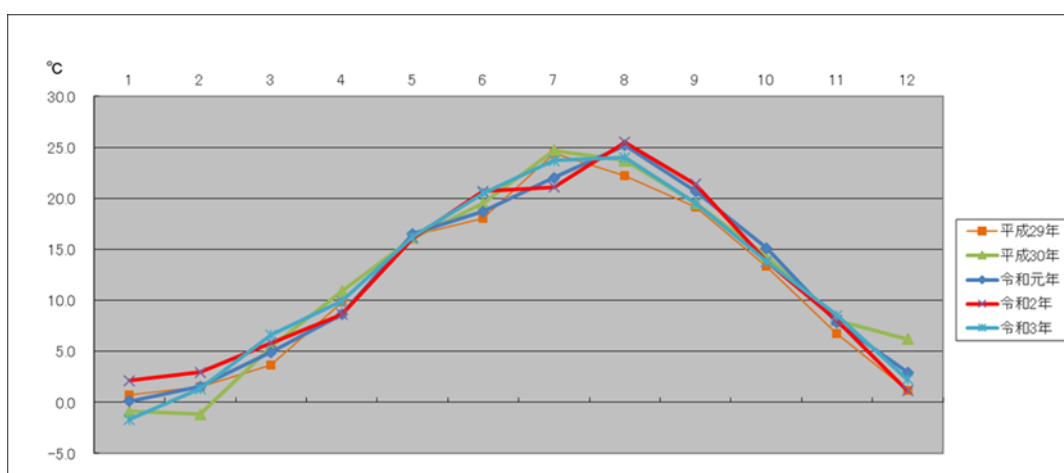


図 1 : 過去 5 年間の平均気温推移  
出典：仙台管区气象台 観測地：古川

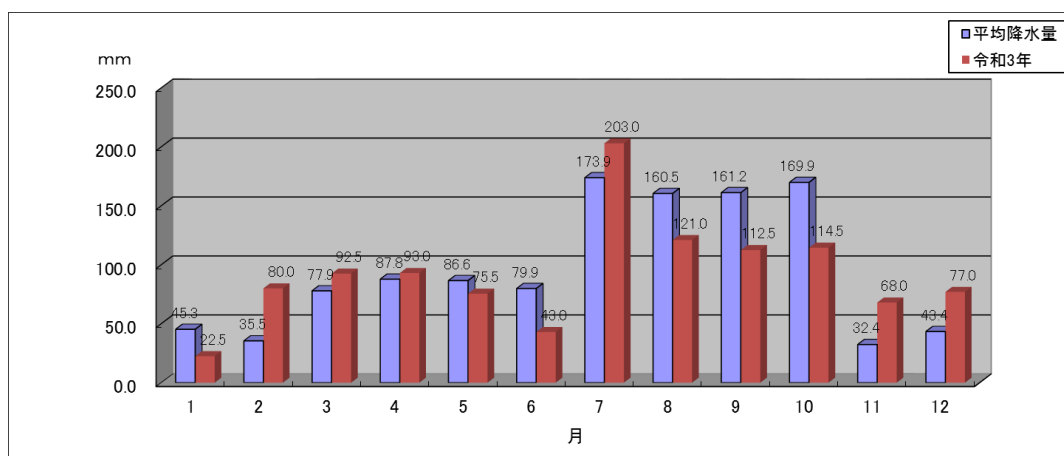


図 2 : 過去 5 年間の平均と令和 3 年の降水量比較  
出典：仙台管区气象台 観測地：古川

参考資料1 各種統計データ3 (ごみ・リサイクル・し尿)

表1 : ごみ処理量

(単位 : トン)

年度	燃えるごみ	資源物	燃えないごみ	計
28年度	6,886.91	283.122	555.190	7,725.22
29年度	6,804.26	266.076	549.040	7,619.38
30年度	6,813.36	254.772	566.250	7,634.38
元年度	6,812.33	228.627	546.340	7,587.30
2年度	6,749.24	258.465	569.160	7,576.87

出典 : 大崎地域広域行政事務組合

表2 リサイクル率の推移

(単位 : %)

年度	リサイクル率※1
28年度	4.1
29年度	4.2
30年度	3.7
元年度	3.4
2年度	3.8

※1 資源物/総ごみ量

表3 資源回収事業実績

年度	利 用	古紙類	鉄 類	ビン類	破布類	奨励金計
	団体数	数量 (Kg)	数量 (Kg)	数量 (本)	数量 (Kg)	円
28年度	32	134,569	19,305	15,710	103	165,782
29年度	33	141,084	19,074	13,483	0	168,832
30年度	33	148,785	22,849	13,056	78	178,306
元年度	32	147,461	24,816	10,464	5	168,912
2年度	22	74,648	10,863	4,235	0	88,055

表4：し尿処理量

(単位：k l)

年度	し尿	浄化槽汚泥	計
28年度	7,644.942	2,949.056	10,593.998
29年度	7,594.344	3,012.948	10,607.292
30年度	7,218.252	3,033.864	10,252.116
元年度	6,945.210	3,005.658	9,950.868
2年度	6,864.030	3,030.444	9,894.474

出典：大崎地域広域行政事務組合

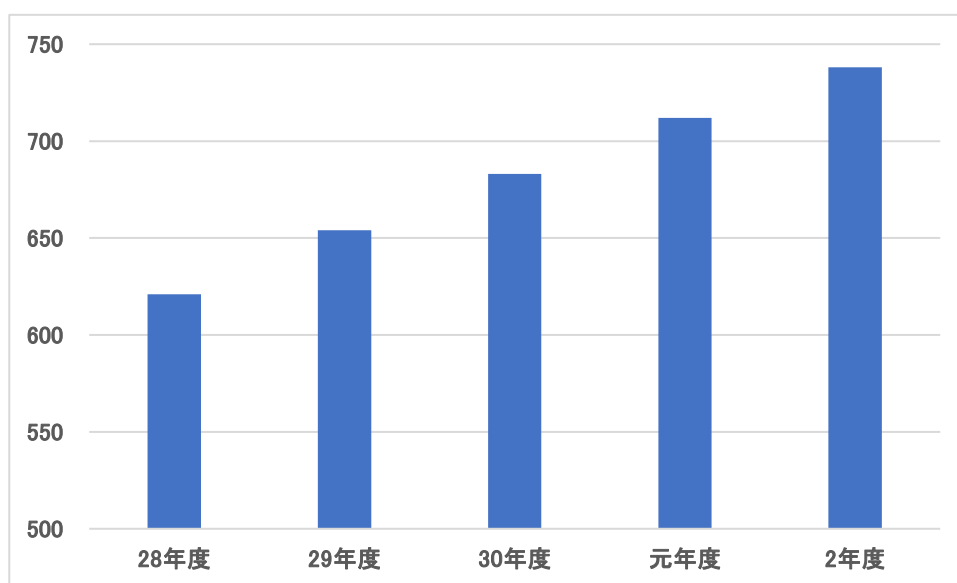


図1：合併浄化槽設置基数（累計）

表5：加美町における下水道処理人口

年度	処理区域人口（人）	水洗化人口（人）
28年度	17,052	12,736
29年度	16,881	12,478
30年度	16,656	12,305
元年度	16,603	12,383
2年度	16,019	12,149

出典：みやぎの下水道（各年度版）

(前文)

平成15年4月1日、中新田町、小野田町、宮崎町が合併して加美町が誕生しました。

私たちの町は、美しく雄大な船形連峰のふもと、大崎耕土の水源地帯に位置し、古くから飲料水の供給地として、また漁業資源のふるさととしての役割を担ってきました。そして長い歴史の中で、きびしいながらも美しい環境に包まれたこの地を耕し、木を植え、家を建て、豊かな自然の恵みを受けながら、この大地をいつくしみ生活を営んできました。

しかし近年は、経済社会の発展とともに、より一層の豊かさや利便性を求め、資源やエネルギーの大量消費、不用物の大量廃棄が繰り返されるようになりました。その結果、環境問題は、身近な生活の問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染などの地球的規模にまで拡大し、生物の生存基盤を脅かす深刻な影響が心配されるようになってきました。

21世紀は環境の世紀と言われています。それは、いま、環境への行動を起こさなければ取り返しがつかなくなってしまうという警鐘にほかなりません。

私たちの町には、広大で緑豊かな森林と、国内でもめずらしいミズバショウが群生する湿原地や、国の天然記念物魚取沼の鉄魚など、誇るべき自然の宝庫があります。そして誇るべき宝庫とは守るべき宝庫ということでもあります。そう考えるとき、加美町の環境を保全するということは、地球という人類最大の財産に対する責任にもつながっていきます。

私たちは、先人から受け継いだ歴史や文化を後世に引き継ぐように、豊かな美しい自然環境についても、これを破壊することなく、さらにより良い環境を創造して未来の子どもたちにつないでいくため、ここにこの条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境を守りながら、未来の環境のあるべき姿についての基本的な考え方を定め、町、町民、事業者及び滞在者の役割を明らかにするものです。そしてそのための施策を総合的かつ計画的に進め、現在と未来の町民が安全で健康的、文化的な生活を営むことができる良好な環境を創っていくことを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に掲げるとおりとします。

#### (2) 環境の保全と創造

町の美しい森やきれいな川を守り、上流の人々も下流の人々も、ともに健康で文化的な暮らしができるような自然環境を保ちながら、未来に向けて、より良い自然環境を創っていくことをいいます。

## (2) 環境への負荷

私たちの日々の活動が環境に与える影響の中で、良好な環境を保っていく上でその支障の原因になっているものや、そのおそれのあるものをいいます。

## (3) 公害

私たちの暮らしや事業活動などによって発生する大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等により、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

## (4) 循環型社会

ごみを少なくし、またごみの処分についても分別処理を徹底して、資源の再利用やリサイクルを行い、資源として循環利用することにより、天然資源の消費を節約し、自然環境を大切にする社会をいいます。

## (5) 地球環境の保全

私たち人類の営みが原因となって起こる地球温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少など、地球環境に及ぼす悪い影響から環境を守り、環境を大切にする活動を通して人類の福祉に貢献することをいいます。

### (基本的な考え方)

第3条 私たちは、加美町の良好な環境の保全と創造を実現するために、次のことを基本的な考え方とします。

- (1) 私たちは、すべての町民が加美町の豊かで恵まれた自然環境を大切にしながら、その自然環境が、将来にわたって損なわれることなく引き継がれるように努めていきます。
- (2) 多様な生物が生息している加美町の豊かな自然環境を守り、そのための活動がさらに広がりを持つように努め、人間と自然が共生する社会の実現をめざしていきます。
- (3) 永い年月をかけ、先人から継承してきた貴重な歴史的、文化的遺産及び景観を保護し、その中から人と自然が調和することの大切さを学び、それを発展させることを目的とします。
- (4) 私たちの暮らしや事業活動による環境への悪い影響を少なくするよう努め、さらにより良い環境を創っていくような循環型社会を築くことをめざしていきます。
- (5) 地球環境を守っていくことは人類共通の願いです。すべての人々がこれを自らの課題として考え、あらゆる事業活動や日常生活において積極的に取り組むよう努めていきます。
- (6) 町が行う様々な施策は、環境の保全を優先して取り組むことを基本として、この考え方を尊重して行っていきます。

### (町の役割)

第4条 町は、第3条に定める基本的な考え方により環境を守り、さらに未来の理想的な環境を創造していくため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する役割を担います。そのために、町は、町民や事業者及び滞在者の自主的な環境の保全と創造への取り組みを支援する責任を負っています。

### (町民の役割)

第5条 町民は、基本的な考え方にしたがい、日常生活の中で地域の人たちと協力しながら、環境への影響を少なくするように努め、循環型社会の実現に積極的に取り組んでいきます。また、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に対しても協力する役割を担っています。



(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本的な考え方にしたがい、その事業活動を行う場合には、自らの責任において、公害を防止し、自然環境を守るために必要な対策をとる義務があります。そのために、事業者が行う生産活動や販売などの事業は、再生可能な資源や環境への影響の少ない原材料を使うとともに、廃棄物そのものを減らしていくよう努めなければなりません。また、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する役割を担っています。

(滞在者の役割)

第7条 通勤、通学または旅行などで本町に滞在する人々も、第5条に定める町民の役割に準じて良好な環境の保全と創造に努める役割を担っています。

## 第2章 環境の保全と創造に関する基本的な施策等

(施策の基本方針)

第8条 町は美しく豊かな自然環境の象徴として、町花にミズバショウ、町木にブナ、町鳥にキジ、町魚にアユを選定しています。そこで、加美町の環境の保全と創造に関する施策は、基本的な考え方にしたがい、次の事項を基本方針として、常に各種施策と連携を図りながら計画的に行っていきます。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つとともに、地域の特性を活かした景観づくり等により、快適な生活空間を創造すること。
- (2) 野生生物が息する豊かな生態系の保持や、河川、森林等の自然環境の適正な保全をとおして、人と自然との豊かなふれあいを保つこと。
- (3) ごみの量を減らし、資源の再使用やリサイクルなどの省資源と、エネルギーの効率的利用などの省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑えること。
- (4) 町、町民、事業者及び滞在者すべての人が、事業活動や日常生活において環境に十分に配慮するなど、自主的かつ積極的に行動することにより、環境への影響を少なくすること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保つこと。

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、加美町環境基本計画(以下「環境基本計画」といいます。)を策定し、具体的な行動の方針を示さなければなりません。

2 環境基本計画には、環境の保全と創造に関する目標、施策の方向と指針、その他の重要事項を定めるものとします。

3 町長は、環境基本計画を策定するときは、町民、事業者及び第23条に定める加美町環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

5 前2項の規定は、環境基本計画を見直し、変更する場合について準用します。

(環境基本計画の順守)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合には、環境基本計画の考え方にそって、環境への負荷が抑えられるよう十分に配慮しなければなりません。

(報告書の公表)

第11条 町長は、町の環境の状況や、環境の保全と創造に関する施策の進み具合について年次報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

(事業者への指導等)

第12条 事業者が環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う場合、あらかじめ環境への影響について事業者自らが調査し、予測や評価を行うこととし、町はその結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとします。また、必要に応じて事業者に対して指導や助言を行います。

(規制の実施)

第13条 町は、環境の保全と創造を推進する上での障害を除くため、必要な規制を行うものとします。

(資源の循環的利用等の促進)

第14条 町は、環境への負荷を低減するため、町民や事業者による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な対策をとるものとします。

(事業者との協定の締結)

第15条 町は、良好な環境の保全と創造に関し、必要に応じて事業者と環境への負荷を抑えるための協定を締結することができます。

(環境整備事業の推進)

第16条 町は、下水道や廃棄物の処理施設をはじめ、環境の保全を目的とした施設の整備に取り組むほか、公園、緑地等の整備など自然環境の整備に取り組むものとします。また、多様な野生生物が生息できる環境の確保や、適正な水循環の形成など、環境の保全と創造のための事業に取り組むものとします。

(監視体制の整備)

第17条 町は、良好な環境の保全と創造に関する施策を実施するため、環境の現況把握に必要な監視、測定、検査の体制の整備に努めるものとします。

(環境教育と環境学習の推進)

第18条 町は、町民及び事業者が環境の保全と創造に関する理解を深められるように、教育と学習の推進について必要な措置を講ずるものとします。また、子どもたちに対する環境教育も進めます。

(住民活動等への支援)

第19条 町は、町民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造のための取組みに必要な支援を行うものとします。

(情報の収集等)

第20条 町は、環境の保全と創造に関する必要な情報の収集に努め、これを適切に提供するものとします。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第21条 町は、良好な環境の保全と創造に関し、広域的な取組みを必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとします。

(地球環境保全に関する国際協力)

第22条 町は、国や県、その他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協

力の推進に努めるものとします。

### 第3章 環境審議会

(環境審議会)

第23条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、町の区域における環境の保全と創造に関し基本的事項を調査審議するため、加美町環境審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べることができます。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項及び重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属する事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織します。

4 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱します。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 環境保全に関心の高い者

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任することができます。

### 第4章 補則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

## 加美町環境基本計画

令和5年3月

加美町町民課

〒981-4292

宮城県加美郡加美町字西田三番5

TEL0229-63-3112

